



はいさい

第190号
令和4年10月28日

—編集企画・発行—
沖縄防衛局 総務部報道室

沖縄防衛局ホームページ



〒904-0295 嘉手納町字嘉手納290番地9 TEL(098)921-8131 <https://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

浜田防衛大臣訪沖



玉城沖縄県知事との面談

浜田防衛大臣が、令和4年9月28日から29日の日程で沖縄を訪れました。
9月28日、平和祈念公園において国立沖縄戦没者墓苑に献花を行い、平和の礎等を視察後、玉城沖縄県知事と面談、普天間飛行場の視察、松川宜野湾市長との面談を行いました。
翌29日には、松本浦添市長と面談、久辺三区長（島袋辺野古区長、宮城豊原区長、棚原久志区長）との面談、渡具知名護市長との面談、嘉手納飛行場の視察、桑江沖縄市長・當山嘉手納町長・渡久地北谷町長との面談を行いました。



普天間飛行場視察



嘉手納飛行場視察

目次

CONTENTS

- ◆ 浜田防衛大臣訪沖 1
- ◆ 東村高江区における注意喚起看板の設置について 2
- ◆ 石垣島での自衛隊宿舎整備工事の進捗状況 4
- ◆ 令和5年度概算要求における沖縄関係経費 5
- ◆ 連絡調整業務紹介 6
- ◆ 海兵隊交通安全教育 6

- ◆ キャンプ・ハンセン米海兵隊員らが
フードバンク・自転車の寄贈について 7
- ◆ 在沖米陸軍トリイ通信施設の取り組みについて 7
- ◆ 地位協定第18条による損害賠償の周知 8
- ◆ 駐留軍従業員への石綿(アスベスト)被害救済について 8

東村高江区における 注意喚起看板の 設置について

北部訓練場で訓練などを行う米軍車両が、現地の地理に不案内なため村道等に誤進入するケースがあったことから、東村長及び高江区長より要請をいただいたことを受け、当局において在沖米海兵隊とも調整し、米軍車両に向けた注意喚起のための看板の設置を行っております（9月16日から設置作業に着手）。

〈次頁に続く〉

関係者による設置状況の確認



防衛局担当者による説明を受け、高江集落入口に設置された看板を確認する関係者

高江集落入口付近への看板設置状況



より米軍車両への注意喚起の効果を高めるよう、集落入口に加えて、入口手前の県道沿いにも看板を設置

農道への看板設置状況



県道から集落等への入口に加えて、村道や農道内にも看板を設置

の通行を最小限に抑えるため、このような素晴らしい看板を設置することができたことを嬉しく思います。日米安保条約を履行し、敵対する国抑止のための即応体制の維持、太平洋地域の危機や人道災害に効果的に対応するために、北部訓練場で訓練を行うことは必要なことです。地域への影響を出来る限り少なくすることに引き続き積極的に取り組んでいきます。

看板設置は、海兵隊と高江地区の住民にとって大きな利益となります。この関係を維持して向上させるための革新的な方法を見つけるように、皆さまと協力できることを楽しみにしております。皆さまのリーダーシップとサポート、お互いの目標へのコミットメント、そして手作りのもずく天ぷらとお餅を食べながらの会話、ありがとうございました！



イースティン大佐

“はいさい” 読者の皆様！海兵隊太平洋基地、政務外交部長のステイブ・イースティン大佐です。沖繩防衛局の皆さま、東村、そして高江区のご協力のもと、軍車両による区内



仲嶺高江区長

隊、沖繩防衛局、東村及び高江区との意見交換の場を設けて頂き、北部訓練場に隣接する東村高江区の意見も取り入れてくださり、大変いい看板になったと思います。在沖米海兵隊をはじめ、関係者の皆様にご感謝申し上げます。

これからも、在沖米海兵隊、沖繩防衛局、東村とのより良い関係を築いていければと思います。

この度、沖繩防衛局の事業で、東村高江区において米軍車両に対する注意喚起を促す看板が設置されたことを大変うれしく思います。看板の設置については、在沖米海兵

（続き）

今般、看板の設置作業が開始されたことを受け、東村、高江区、在沖米海兵隊及び当局の四者において設置状況を確認する機会が設けられました。また、看板の確認をした後は高江区公民館において地元の方手作りのもずく天ぷらや餅などに舌鼓を打ちつつ、四者による懇談が行われました。

今回の看板設置の検討に当たりましては、在沖米海兵隊（G-17及び北部訓練場管理部隊）から、看板の視認性を始めとして文言や看板の色合いなどについても有益なアドバイスをいただきました。また、どのように看板が見えるのか、看板の高さほどの程度がベストなのか、実際に米軍車両に防衛局職員が乗車し、視認性について確認させて

いただくなど、多大なるご協力をいただいたところです。本件の看板設置は、地元の皆様と在沖米海兵隊、当局が緊密に連携することで、地元要望に対して具体的な対策が講じられたモデルケースとも云える事案であり、今回設置された看板が、今後、地元の安全に寄与することが期待されるものです。

設置された看板前で集合写真



看板を前に関係者の記念撮影。（左から）小野沖繩防衛局長、當山東村長、仲嶺高江区長、イースティン大佐（G-7部長）、ハーグローヴ中尉（北部訓練場）

看板確認後の懇談の様子



現地確認の後、高江区公民館での意見交換。用意されたもずく天ぷらや餅に舌鼓を打ちながら懇談



當山東村長

高江の村道を米軍車両が通行する課題に対し、高江区及び東村から看板の設置について要請したところ、沖繩防衛局のスピーディーな対応に感謝します。看板設置にあたっては在沖米海兵隊、沖繩防衛局、高江区及び東村の四者で意見交換し、設置場所や記載内容を確認しました。在沖米海兵隊の教育・指導に加え、この看板の設置が課題の解決になると信じています。今後も北部訓練場から発生する地域の課題に対し、四者で一緒に解決に向け話し合い取り組んでいけたらと思います。

当局担当者の声



企画部地方調整課の島袋です。今回設置された看板は、地元要望をベースに、米側からも積極的な

提案を受ける形で完成したものです。今後も、地元が抱える課題に対して関係者と緊密に連携して業務に取り組めるよう適進してまいります。

石垣島での自衛隊宿舎整備工事の進捗状況について

自衛隊宿舎建設工事の作業状況

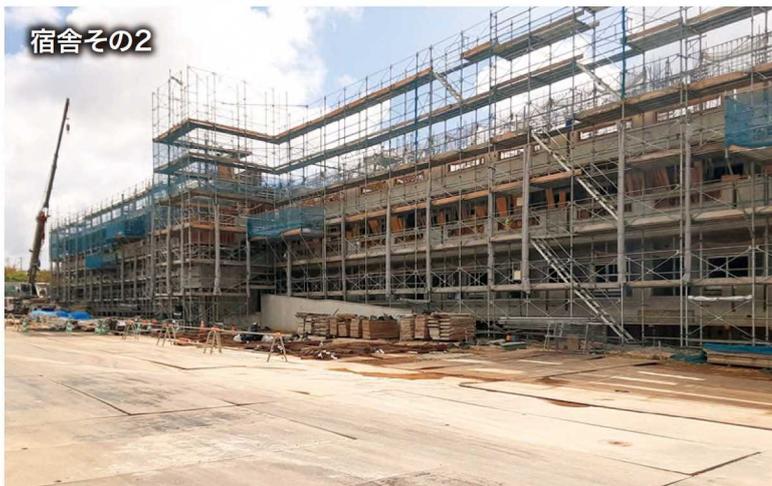
沖縄防衛局においては、現在、令和4年度中の石垣島への警備部隊・地对空誘導弾部隊・地对艦誘導弾部隊の配備に向けた施設整備を進めており、これら駐屯地の施設整備とともに、石垣市内の3か所において、同駐屯地に勤務する自衛隊

員及びその家族が居住するための宿舎（計：約150戸）の整備を行っております。宿舎の整備につきましては、令和3年11月より順次、工事に着手しており、令和4年度中の完成に向けて、建設現場の周辺の生活環境に十分配慮し、また、作業

の安全にも最大限配慮した上で工事を進めております。当局としましては、駐屯地施設及び宿舎が完成し、自衛隊員及びその家族が地域に居住することで、住民の方々との交流推進の一助となることを期待しております。



宿舎その1



宿舎その2



宿舎その3

当局担当者の声



機械工事監督官の牛島です。自衛隊員の方々の任務を支える宿舎の整備工事に携われることにやりがいを感じております。離島工事で困難なこともあります。完成にむけて品質・安全確認、工程等を管理し、より良いものを提供できるように業務に全力で取り組んで参ります。



電気通信工事監督官の松永です。宿舎に入居される自衛隊員により快適な空間を提供するために、電気通信工事受注者と日々調整を行い、安全管理及び品質管理に十分配慮するなど、日々の監督業務に励んでおります。今後も工事完成にむけて粉骨碎身で臨んで参ります。

令和5年度概算要求における沖縄関係経費

(単位:億円、%)

事 項	令和4年度 予 算 額	令和5年度 概算要求額	対前年度 増△減額	対前年度 伸 率
1. 基地周辺対策経費	< 298 > 298	< 324 > 298	< 26 > △0	< 8.9 > △0.1
住宅防音	< 126 > 128	< 128 > 128	< 3 > 0	< 2.1 > 0.2
周辺環境整備	< 172 > 170	< 196 > 170	< 24 > △1	< 13.8 > △0.3
2. 補償経費等	< 1,101 > 1,071	< 1,096 > 1,124	< △5 > 53	< △0.4 > 4.9
(1) 施設の借料	1,048	1,072	23	2.2
土地等の借料	1,040	1,049	9	0.9
その他(道路使用等)	9	23	14	2.6倍
(2) 漁業補償	12	12	0	0.1
(3) その他の補償等	< 40 > 10	< 13 > 40	< △28 > 30	< △68.9 > 3.8倍
3. 基地従業員関係	487	502	15	3.1
4. 提供施設の整備	< 127 > 76	< 127 > 62	< 0 > △14	< 0.1 > △18.4
合 計	< 2,013 > 1,932	< 2,050 > 1,985	< 37 > 54	< 1.8 > 2.8

注：1 上段<>内は、契約ベースです。

2 計数は、四捨五入によっているのが符合しないことがあります。

3 基地周辺対策経費については、防衛力の抜本的強化を進め、自衛隊及び米軍の活動が拡大・多様化する中においても、一層の地元の理解と協力が得られるよう、基地周辺対策の充実を事項要求とし、予算編成過程において検討するものです。

連絡調整業務紹介

米軍と地元の皆様との信頼関係の構築を目指して

米軍の活動や訓練、ときに基地の存在そのものから生じる地元の皆様への負担が皆無とは言えないということも事実です。

当局は、これらの負担を少しでも減らすため、また、地元の皆様のご理解やご協力を得ることが基地の安定的な使用には不可欠であると考えています。このため、企画部連絡調整課をはじめとして、常日頃から米軍と緊密に連携し、関係自治体や地元の皆様の声を丁寧聞きながら、米側とさまざまな調整や申し入れなどを行っています。

地元の皆様などからすると、負担軽減が十分ではないと感じる場面も少なくないと思いますが、米軍の果



米軍と調整の様子

たすべき任務と役割の達成と基地の安定的な使用を目指し、引き続き、米軍と地元の皆様との信頼関係の構築を目指していきたいと考えています。

企画部次長（連絡調整担当）
児玉 達哉



米軍から説明を受ける様子

当局担当者の声



企画部連絡調整課の八川です。日々、在沖米軍との連絡調整や会議の通訳を行っています。沖

縄の基地負担軽減と米軍の安定的運用の両立のため、日本側の声を正確・迅速に米側に届けられるよう努力していきたいと思っております。

海兵隊交通安全教育

9月1日、キャンプ瑞慶覧において、海兵隊員に対する交通安全講習会が開催されました。

冒頭、在沖海兵隊司令官であるリズウスキー少将から、すべての海兵隊員は、沖縄に住んでいる地域の一人であり、交通安全について地域住民同様の規則を守り責任を負わなければならない旨の訓示がありました。

講習は、交通事故現場における救命活動がどのように行われ、事故当事者がいかに苦しい思いをするかといったことなどを実際の救急活動に使用する機材を使用し説明が行われました。また、悲惨な事故現場や悲しみにくれる家族の様子を紹介する



講習会の様子

衝撃的な映像も流され、参加者一同、交通安全に対する思いを新たにしました。



日本側へ説明している様子



講習会の様子

～キャンプ・ハンセン米海兵隊員らが フードバンク・自転車の寄贈について～



Camp Hansen

キャンプ・ハンセン渉外官 嘉陽貴幸

8月9日キャンプ・ハンセンの海兵隊員代表数名が、地域の支援が必要な方々のために、フードバンクとして地域のスーパー等で購入した食料品(カップラーメン、缶詰類、スナック類や日用品等)や自転車4台を金武町社会福祉協議会に寄贈しました。

同協議会の宇久田会長から「頂いた食料品等は経済的支援が必要な地域住民に提供させていただきます。また、寄贈された自転車につきましては、コロナ禍で外出できない子供たちに遊んでもらうために使わせて頂きます。」と感謝のお言葉を頂きました。今回のフードバンク等に協力してくれた海兵隊員らは、「金武町の皆様に役立つ機会を与えてもらい感謝します。今後もこのような機会があれば積極的に参加したいと思います。」と話してくれました。今回3回目となるフードバンクの活動は、今後も年に2回の寄贈を目標に継続していく予定です。



フードバンク・自転車贈呈式



宇久田会長挨拶



贈呈されたカップラーメン等



子供たちと遊んでる様子



昼食作りの様子

在沖米陸軍トリイ通信施設に所属する第10支援群の兵士とシビリアン人員は、9月30日、読谷村の家族支援センターを訪問しました。兵士たちはセンターに来ていた幼

在沖米陸軍トリイ通信施設の取り組みについて

稚園に通う年齢の子供たちと本を読んだり、遊んだり、工作などを行いました。

また、兵士たちは保護者やセンターのスタッフたちと味噌汁を作り、昼食を共にしました。

この活動は、米陸軍と地元の方々のより良い関係を築いていくための取組みの一環です。

携わった方の声

私たちは地域の皆さんと良好な関係を築くことは重要であると認識しています。特に、トリイ通信施設が所在する読谷村の皆さんとの絆は重要であり、誰が我々の隣人であるかを認識してもらうことは更に重要であると考えています。今後も様々な機会を通して地域の皆さんとより良い関係を築いていきたいと思えます。



第10支援群司令官補佐
エドワード・カマーチョ

地位協定第18条による損害賠償の周知

当局では、日米地位協定に基づき、合衆国軍隊等の行為等により、当局管内で事故や事件で被害を受けられた方々への損害賠償業務を行っております。

- 米軍等の行為が**公務執行中**の場合（日米地位協定第18条5項）
 - ・被害を受けた損害額を**日本国政府**が支払います。
 - ・損害賠償金を請求できる期間は、事故が発生したときから**3年間（人身被害については5年間）**です。
- 米軍等の行為が**公務執行外**の場合（日米地位協定第18条6項）
 - ・原則として、一般の日本人同士の交通事故での保険解決のように、直接、加害者との間で示談解決する（※）こととなりますが、**示談による解決が困難な場合**には、加害者に代わって合衆国政府が補償金の額を決定して支払います。
 - ・補償金を請求できる期間は、事故が発生したときから**2年間**です。

※米軍人・軍属が運転する私有車両（Yナンバー等）との交通事故の場合は、相手が加入している任意自動車保険の保険会社名・保険番号などを確認して、まずは、相手方の保険会社等へお問い合わせください。

被害を受けられた方は、
事故等発生後、お早めに
右記の担当部署までご連絡ください

沖縄防衛局 管理部 業務課 事故補償係
電話：098-921-8131 内線 412～415
住所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9

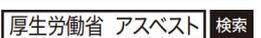
沖縄の米軍関連施設で石綿（アスベスト）にさらされる仕事をしていた方と そのご家族・ご遺族のみなさまに大切なお知らせです。

沖縄米軍関連施設での工作中に石綿にさらされたことにより次のような疾病にかかった場合、労災保険制度または石綿健康被害救済制度に基づく補償または救済を受けられる可能性があります。

対象となる疾病： 中皮腫、石綿肺、肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	①沖縄復帰後に米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方（本人） ②上記の遺族の方	①令和8年3月26日までに亡くなった労働者の遺族の方 （注）労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅された場合に限られます。 ②労働者が亡くなった時期により、支給対象となる給付が異なります。	①石綿による健康被害（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）を受けた方（本人） ②上記の遺族の方 注：労災保険給付・特別遺族給付金の対象とならない場合のみ
給付内容	①本人 ・療養補償給付 ・休業補償給付 ②遺族の方 ・遺族補償給付 など	特別遺族給付金を支給 1年あたり240万円の年金または1,200万円の一時金 （遺族が1人の場合。遺族の人数によって年金の支給額は異なります。）	①本人 ・医療費（自己負担分） ・療養手当（1ヵ月あたり約10万円） ②遺族の方 ・特別遺族弔慰金 など
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。時効による消滅後は、特別遺族給付金の対象となります。	令和14年3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。

詳しくはお近くの労働基準監督署または労働局に 那覇監督署 TEL 098-868-8040 沖縄監督署 TEL 098-982-1263 名護監督署 TEL 0980-52-2691
 ご相談ください 宮古監督署 TEL 0980-72-2303 八重山監督署 TEL 0980-82-2344 沖縄労働局労働基準部労災補償課 TEL 098-868-3559
 労災保険給付・特別遺族給付金の対象とならないことが確認できている方は、独立行政法人環境再生保全機構（TEL 0120-389-931）またはお近くの保健所に救済給付についてご相談ください。

 厚生労働省 石綿を扱う仕事や症状などの情報は、厚生労働省ホームページの「アスベスト（石綿）情報」をご覧ください。 

- ※ 本土復帰前に沖縄の米軍関連施設で石綿にさらされる仕事をしていた方については、一般財団法人 沖縄駐留軍離職者対策センター（TEL 098-898-5587・098-898-5594）においてもご相談を受け付けております。
- ※ 本土復帰後に沖縄の米軍関連施設で石綿にさらされる仕事をしていた方については、沖縄防衛局（TEL 098-921-8215）又は独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構沖縄支部（TEL 098-921-5534）においてもご相談を受け付けております。